

令和2年度

女川町教育要覧



女川町教育委員会

目次

1 女川町の概要	・・・ 1
(1) 地勢・沿革	
(2) 人口・世帯数	
(3) 東日本大震災による被災と復興	
2 教育行政	・・・ 3
(1) はじめに	
(2) 教育委員会	
(3) 総合教育会議	
(4) 教育委員会事務局の組織	
(5) 教育機関	
(6) 附属機関	
(7) 女川町教育大綱（女川町教育振興基本計画）	
(8) 女川町教育委員会教育行政評価	
3 教育財政	・・・ 11
(1) 令和2年度一般会計教育予算	
(2) 令和2年度一般会計教育予算主要事項	
(3) 教育財政の推移	
4 生涯学習	・・・ 14
(1) 女川町生涯学習基本構想	
(2) 町民憲章具現化指標	
(3) 地域をつくる生涯学習・文化・芸術の推進	
(4) 学校、家庭、地域、行政が連携・協働した教育の推進	
(5) 生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の充実	
5 学校教育	・・・ 19
(1) 女川町の小・中学校	
(2) 学級数・児童生徒数	
(3) 教職員数	
(4) 東日本大震災による被災と教育環境の復旧・復興	
(5) 女川小・中学校整備事業基本計画	
(6) 学校教育の充実のための取組	
(参考)	
女川町立女川小学校経営の方針とアクションプラン2020	・・・ 24
女川町立女川中学校経営全体計画とアクションプラン2020	・・・ 26
令和2年度小中一貫教育「女川プラン」	・・・ 28
女川町の主な文化財	・・・ 29

1 女川町の概要

(1) 地勢・沿革

女川町は、宮城県東部、牡鹿半島基部に位置し、奥州三大霊場の一つである「霊島 金華山」を中心とした「南三陸金華山国定公園」地域に指定されています。

北上山地と太平洋が交わる風光明媚なリアス式海岸は天然の良港を形成し、カキやホタテ、ホヤ、銀鮭等の養殖業が盛んで、世界三大漁場の一つである金華山沖漁場が近いことから、魚市場には年間を通じて暖流・寒流の豊富な魚種が数多く水揚げされています。

「女川」の由来は、前九年の役の頃、豪族 安倍貞任が源氏方の軍と戦った際に、一族の婦女子を安全地帯である「安野平」に避難させたことから、この地から流れ出す溪流を「女川」と呼び、後に地名になったと伝えられています。

また、女川港は古くから天然の良港として知られ、慶長 16 年 (1611 年) のイスパニア使節による三陸海岸の探検測量時の文献に「石浜」「浦宿」の地名が記されていて、明治 18 年 (1885 年) の英国ハミルトン将軍率いる東洋艦隊の初入港の際にも、軍艦の停泊に最適として世界中に紹介されています。

明治 21 年に女川浜ほか 20 浜より、沢田村を除いて女川村を確定し、村政を実施したのは翌 22 年 5 月 1 日です。なお、学制発布がなされた翌年の明治 6 年には、女川村においても、浦宿小学校 (当時) ほか 4 校が既に開校されています。

その後、大正 15 年 4 月 1 日に町制を施行し女川町となり、以来水産商工の町として発展を続けてきました。近年では、新鮮な魚介類を活用した観光産業を中心に、多くの皆様に足を運んでいただいていたが、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災により、町は壊滅的な被害を受けました。

あれから 9 年という歳月が流れました。平成 23 年 9 月に策定されました「女川町復興計画」が終了し、女川町が目指す将来像～「いのち」と「くらし」をみんなが紡ぐ町～のスローガンを掲げた「女川町総合計画 2019」が策定され、新たなステージに入りました。

(2) 人口・世帯数

女川町の人口・世帯数は、令和 2 年 5 月 1 日現在、下表のとおりです。

(下段は、平成 23 年 2 月 28 日現在)

総数	男性	女性	世帯数
6,319 人	3,106 人	3,213 人	3,110 世帯
10,016 人	4,863 人	5,153 人	3,852 世帯

(3) 東日本大震災による被災と復興

平成 23 年 3 月 11 日午後 2 時 46 分に発生した我が国観測史上最大規模の大地震、それに端を発した東日本大震災は、地震及びそれに続く大津波により、岩手・宮城・福島をはじめとする太平洋沿岸部に甚大な被害をもたらしました。

女川町においても町役場をはじめとする公共施設が被害を受け、行政機能が停止し、死者・死亡認定者が827名、住家被害が全壊2,924棟、大規模半壊149棟、半壊200棟となりました。

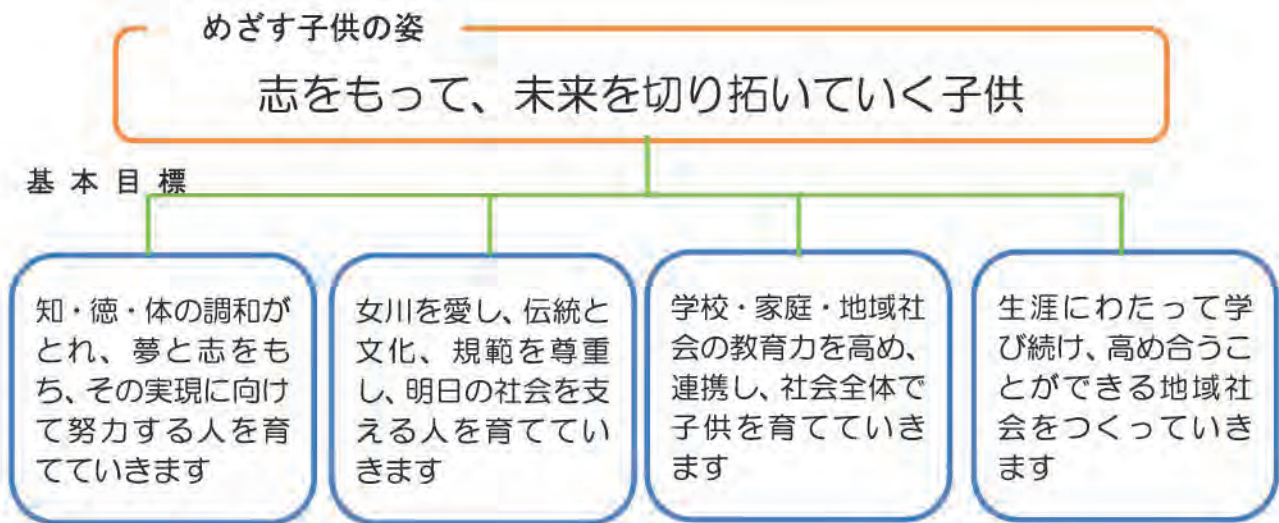
また、津波の被害を免れた総合体育館をはじめとする避難所は、最大25か所、避難者数5,720人を数えました。

【浸水・人的・住家の被害状況】

被害状況（女川町全域）	
浸水被害	<p>8m以上の浸水域が広く分布しており、特に町の中心部の平地においては、浸水域が内陸部まで広く分布している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最大津波高：14.8 m（港湾空港技術研究所調査） ・浸水区域：320 ha（国土交通省被災状況調査） ・被害区域：240 ha（宮城県発表）
人的被害	<p>人口が集中する中心部において人的被害が多くなっており、特に市街地の中心である女川浜地区において、死者・死亡認定者の割合が15%以上と高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町人口：10,014名（H23.3.11時点） ・死者：575名（H31.4.1時点） ・死亡認定者：252名（H31.4.1時点） <p>（震災行方不明者のうち死亡届が受理された者）</p>
住家被害 （一般的な家屋）	<p>中心部ではほとんどの建物が津波によって全壊若しくは大規模半壊となった。主要な公共施設及び民間施設も同様の被害を受け、高台への仮設施設設置や閉鎖を余儀なくされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅総数：4,411棟 ・被害総数：3,934棟（89.2%） ・全壊：2,924棟（66.3%） ・大規模半壊：149棟（3.4%） ・半壊：200棟（4.5%） ・一部損壊：661棟（15.0%）

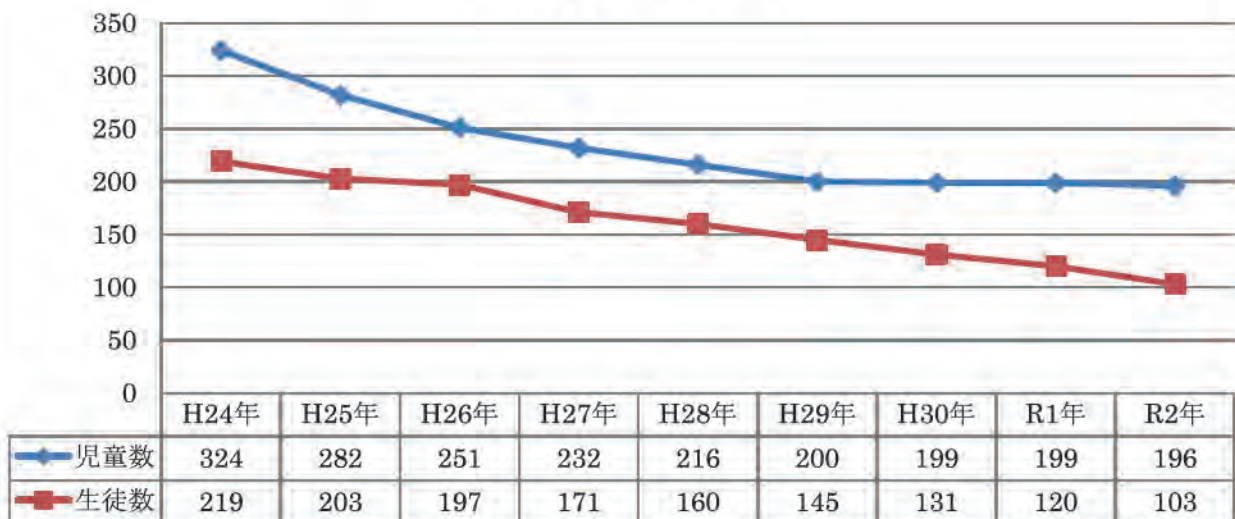
2 教育行政

(1) はじめに



東日本大震災は子供たちの生活環境も一変させました。そこで、本町のめざす子供の姿を実現させるためにも、平成25年度から、これまでであった小学校3校、中学校2校をそれぞれ1校に再編しました。また、昨年度からは、連携型の小中一貫教育をスタートさせ、さらには、今年度第2学期からは、町の中心部に新校舎を完成させ、施設一体型の小中一貫教育を行います。

児童生徒数の推移



(2) 教育委員会

地方公共団体においては、原則として、教育委員会が、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行することとされています。女川町の教育委員会は、平成28年4月1日から新教育委員会制度へ移行し、下表のとおり構成されています。

【教育委員会の構成】

教 育 長	村 上 善 司	平成31年 4月 1日～令和 4年 3月 31日
委 員	横 井 一 彦	平成30年10月 1日～令和 4年 9月 30日
委 員	阿 部 喜 英	平成29年 1月 1日～令和 2年12月 31日
委 員	新 福 悦 郎	平成29年10月 1日～令和 3年 9月 30日
委 員	中 村 たみ子	令和 元年10月 1日～令和 5年 9月 30日

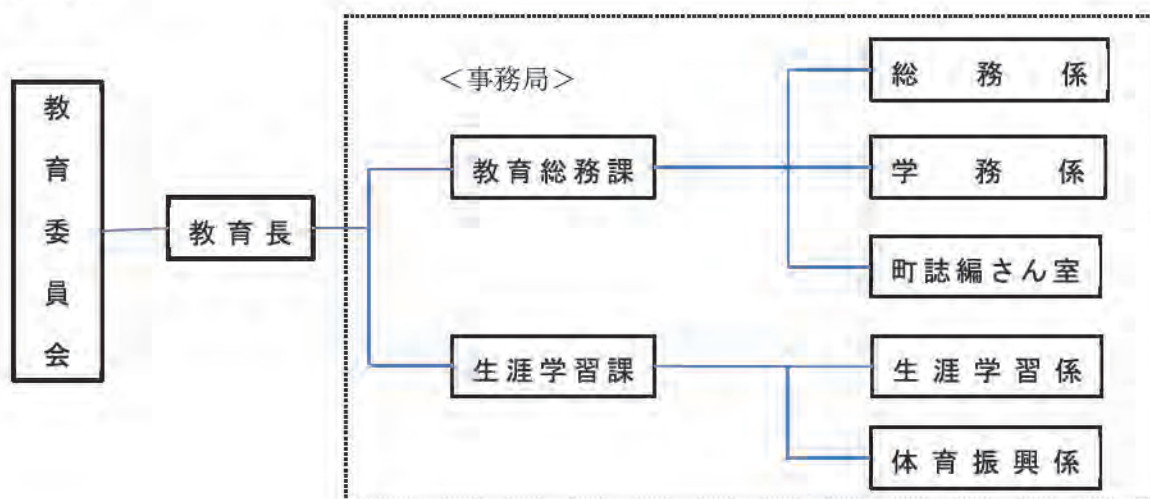
(3) 総合教育会議

地方公共団体の長は、平成27年度より、新たに総合教育会議を設けることとなりました。総合教育会議は、地方公共団体の長と教育委員会により構成されるもので、対等な執行機関同士の協議・調整の場です。これにより、両者が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることが期待されています。

女川町においては、これまで両部局の連携が良好に推移してきたところですが、総合教育会議の活用により、両者のより一層の連携強化を進めてまいります。

(4) 教育委員会事務局の組織

教育委員会には、その権限に属する事務を処理させるため、事務局を置くこととされています。女川町の教育委員会の事務局は、下図のとおり組織されています。また、その事務分掌は、別表のとおりです。



【事務分掌】

課、係、室名	事務分掌
教育総務課	
総務係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教育委員会の会議その他庶務に関する事。 (2) 職員の任免その他人事に関する事。 (3) 教育総務課の予算の調整及び学校等への予算の配当に関する事。 (4) 教育委員会規則及び規程の制定改廃に関する事。 (5) 公印に関する事。 (6) 教育総務課の文書の収発及び整理保存に関する事。 (7) 学校の設置、管理及び廃止に関する事。 (8) 教育財産の取得、管理及び処分に関する事。 (9) 学校の施設及び設備の整備保全に関する事。 (10) 渉外に関する事。 (11) 教育委員会各課の連絡調整に関する事。 (12) 教育行政の相談に関する事。 (13) その他他係に属さない事務に関する事。
学務係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県費負担教職員の人事の内申及び服務に関する事。 (2) 学級編制及び教職員定数に関する事。 (3) 教科用図書採択及び教材教具に関する事。 (4) 校長及び教職員の研修に関する事。 (5) 児童生徒及び教職員の保健に関する事。 (6) 就学事務に関する事。 (7) 就学奨励援助に関する事。 (8) 学校給食に関する事。 (9) 学校給食共同調理場の管理運営に関する事。 (10) 奨学資金貸与に関する事。 (11) 教育研究団体の育成及び指導に関する事。 (12) いじめの防止等に関する事。 (13) 教育課程、学習指導及び学校教育に関する専門的事項に関する事。 (14) 不登校等児童、生徒に関する事。 (15) その他学務に関する事。
町誌編さん室	<ul style="list-style-type: none"> (1) 町誌編さんのための委員会の運営に関する事。 (2) 町誌編さんに関する事。

生涯学習課	
生涯学習係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生涯学習の推進体制の整備に関する事。 (2) 社会教育施設の設置及び廃止に関する事。 (3) 社会教育委員に関する事。 (4) 生涯学習推進委員に関する事。 (5) 社会教育関係団体等への指導助言及び育成に関する事。 (6) 文化財の保護及び調査に関する事。 (7) 文化財保護委員に関する事。 (8) 生涯学習課の所掌に係る予算及び経理に関する事。 (9) 生涯学習課の文書の収発及び整理保存に関する事。 (10) 社会教育資料の提供に関する事。 (11) 図書を整備及び貸出しに関する事。 (12) 社会教育施設の運営及び維持管理に関する事。 (13) 社会教育施設の使用及び許可に関する事。 (14) 社会教育施設入場者傷害保険に関する事。 (15) 家庭教育に関する事。 (16) 成人教育、青少年教育及び高齢者教育に関する事。 (17) 芸術及び文化の振興に関する事。 (18) 視聴覚教育に関する事。 (19) 生涯学習に関わる地域活動の支援に関する事。 (20) 生涯学習指導者の発掘と育成支援に関する事。 (21) 学校と地域社会、家庭の連携及び融合に関する事。 (22) 生涯学習相談に関する事。 (23) 生涯学習に関する情報収集及び提供に関する事。 (24) その他他係に属さない事務及び生涯学習の推進に関する事。
体育振興係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 社会体育施設の設置、管理及び廃止に関する事。 (2) 社会体育施設の運営、開放に関する事。 (3) 社会体育施設入場者傷害保険に関する事。 (4) 学校開放に関する事。 (5) 生涯学習課のうち体育振興に係る予算及び経理に関する事。 (6) 生涯学習課のうち体育振興に係る公文書類の保管その他文書に関する事。 (7) 社会体育に関する企画立案及び指導助言に関する事。 (8) 体育・スポーツの振興に関する事。 (9) スポーツ推進委員に関する事。 (10) 体育・スポーツ関係団体の連絡調整及び指導助言に関する事。 (11) 体育・スポーツの普及及び調査に関する事。 (12) その他体育・スポーツに関する事。

(5) 教育機関

地方公共団体は、学校等の教育機関を設置することとされています。女川町は、現在、下表の教育機関を設置しています。

名 称	位 置	概 要
女川町立女川小学校	女川町女川浜字 大原 602 番地 3	小学校教育を行う。令和 2 年度第 2 学期から新校舎 (女川町女川一丁目 2 番地 1)
女川町立女川中学校	女川町女川浜字 大原 601 番地 1	中学校教育を行う。令和 2 年度第 2 学期から新校舎 (女川町女川一丁目 2 番地 1)
女川町生涯学習 センター	女川町女川一丁 目 1 番地 1	(1) 生涯学習に関する講座等の学習機会の提供及び 人材育成を行う。 (2) 生涯学習に関する情報提供及び資料の収集並び に提供、相談を行う。 (3) 生涯学習に関する事業を行う機関及び団体との 連携、協力並びに交流を行う。
女川町子どもの 心のケアハウス	女川町浦宿浜字 門前 4 番地	(1) 女川町内の小・中学校に在学し、学校不適應等 の理由により学校を長期にわたり欠席している児 童生徒（以下「対象児童生徒」）及び保護者の教育 相談を行う。 (2) 対象児童生徒の生活指導及び学習指導を行う。 (3) 不登校に係る情報の収集及び提供を行う。 (4) 上記のほか、女川町子どもの心のケアハウス条 例（平成 29 年女川町条例第 11 号）第 1 条に規定 する目的を達成するために必要と認める事業を行 う。
女川町 勤 労 青 少 年 セ ン タ ー	女川町鷺神浜字 荒立 84 番地 2	(1) 一般教養、体育及び健全なレクリエーション等 について、場と機会を提供し、必要な助言並びに 指導を行う。 (2) 上記のほか、勤労青少年の福祉増進を図るため に必要な事業を行う。
女川町 総 合 運 動 場	女川町女川浜字 大原 606 番地	(1) スポーツ教室等の開催 (2) 体育・スポーツに関する指導及び助言 (3) 体育・スポーツの普及及び調査 (4) 上記のほか、総合運動場の目的を達成するた めに必要な事業

女川町学校給食共同調理場	女川町女川浜字大原 602 番地 3	(1) 学校給食の調理を行う。 (2) 調理場の安全及び衛生の維持を行う。 (3) 給食物資の発注及び検収を行う。 令和 2 年度第 2 学期から新校舎（女川町女川一丁目 2 番地 1）
--------------	--------------------	--

また、下表の施設について、隣接している石巻市の施設ではあるものの、同市と協議書を締結し女川町の児童生徒の利用に供させることができるようにしています。

名 称	位 置	概 要
石巻市特別支援教育共同実習所	石巻市東中里三丁目 2 番 1 号	中学校に在学する心身障害児の職業教育（縫製、印刷、紙工、コンクリートブロック、陶芸）に関する実習指導等を行う。
石巻市けやき教室（適応指導教室）	石巻市向陽町三丁目 13 番 7 号	(1) 対象児童生徒の教育相談に関する事業 (2) 対象児童生徒の生活及び学習に対する指導に関する事業 (3) 対象児童生徒の自立並びに学校生活への自発的な復帰を促進するための支援及び指導に関する事業

(6) 附属機関

地方公共団体には、附属機関として調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができることとされています。女川町の教育委員会の附属機関は、下表のとおりです。

名称（主管課）	担 任 事 務
女川町奨学生選考委員会（教育総務課）	女川町奨学金貸与条例（昭和 39 年女川町条例第 13 号）第 2 条の規定による奨学生推せんに関する事項を審議すること。
女川町心身障害児就学指導委員会（教育総務課）	女川町心身障害児就学指導委員会条例（平成 9 年女川町条例第 26 号）第 1 条の規定による心身に障害のある学齢児童、学齢生徒等の就学指導に関する重要事項の調査審議に関すること。
女川町いじめ問題対策調査委員会（教育総務課）	女川町いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成 26 年女川町条例第 29 号）第 8 条の規定による教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策、いじめの事案に係る事実関係の調査審議に関すること。
女川町学校給食運営審議会（教育総務課）	女川町学校給食運営審議会条例（平成 11 年女川町条例第 14 号）第 1 条の規定による学校給食の実施に関する重要事項の調査審議に関すること。
女川町社会教育委員（生涯学習課）	社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 17 条の規定による社会教育に関する重要事項についての教育委員会に対する助言及び意見の具申に関すること。
女川町文化財保護委員（生涯学習課）	女川町文化財保護条例（昭和 48 年女川町条例第 21 号）第 5 条の規定による文化財の保存及び活用に関する調査研究並びに審議及び教育委員会に対する意見の具申に関すること。

女川町スポーツ推進委員 (生涯学習課)	スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 32 条第 2 項の規定によるスポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整及び住民に対するスポーツの実技の指導に関すること。
------------------------	---

(7) 女川町教育大綱（女川町教育振興基本計画）

女川町は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項に基づき、町における教育の振興のための基本的な計画として「女川町教育振興基本計画」を策定しています。現在の計画は、令和 2 年 3 月に改訂したものです。

「女川町教育大綱（教育振興基本計画）」は、計画期間を令和 2 年度から令和 6 年度（5 年間）とし、本町教育の現状について、分析した上で、今後 5 年間で取り組む計画としています。

女川町では、「生きる力」を、様々な「社会の変化に柔軟に対応し、志をもって、未来を切り拓いていく力」であると捉え、この力をもった人（町民）を生涯にわたって育成することを基本理念としています。

そこで、「女川町教育大綱（教育振興基本計画）」では、この基本理念の具現化に向けて、「めざす子供の姿」を「志をもって、未来を切り拓いていく子供」とし、4 つの基本目標を掲げ、教育を推進することとし、そのための施策として 6 つの基本方向、10 項目の重点的取組を示しています。

例えば、「基本方向 1 自立するための夢と志、確かな学力の育成」では、常に社会の中における人間の生き方を考えながら学びに向かうよう促す教育の推進等「自立のための志教育（みやぎの志教育）の推進」（重点的取組 1）、基礎的な知識をしっかりと教え、身に付けさせる学習等「子供たちの可能性を広げる確かな学力の育成」（重点的取組 2）及び「伝統・文化の尊重と国際理解を育む教育の推進」を示しています。

教育委員会制度の見直しを図るための法律改正（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）により、首長が教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとなりました。大綱は、町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策についてその目標や根本となる方針を定めるものです。本町においては、「女川町教育振興基本計画」があり、新たに大綱を策定した場合、町の教育等の方針・計画が浸透しにくくなる懸念があること等から、教育総合会議において協議した結果、首長が女川町教育振興基本計画を持って大綱に代えることとし、名称を女川町教育大綱（女川町教育振興基本計画）としました。

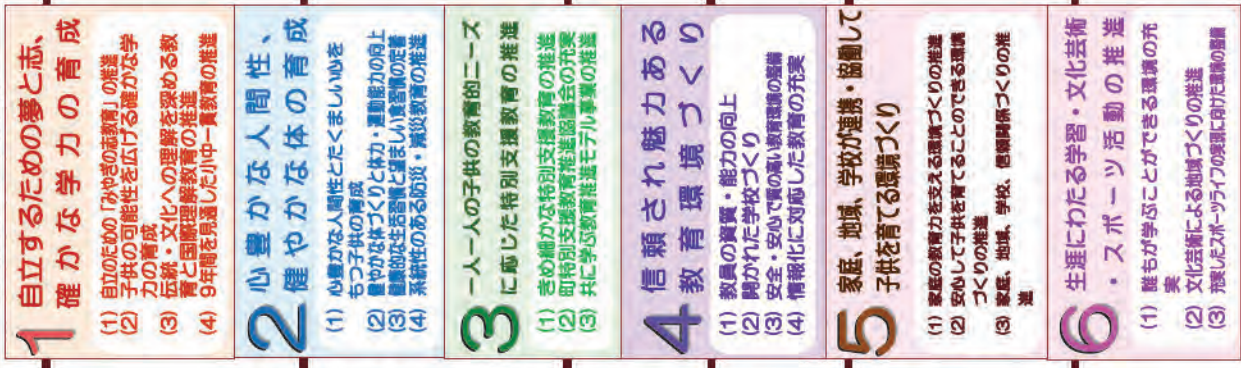
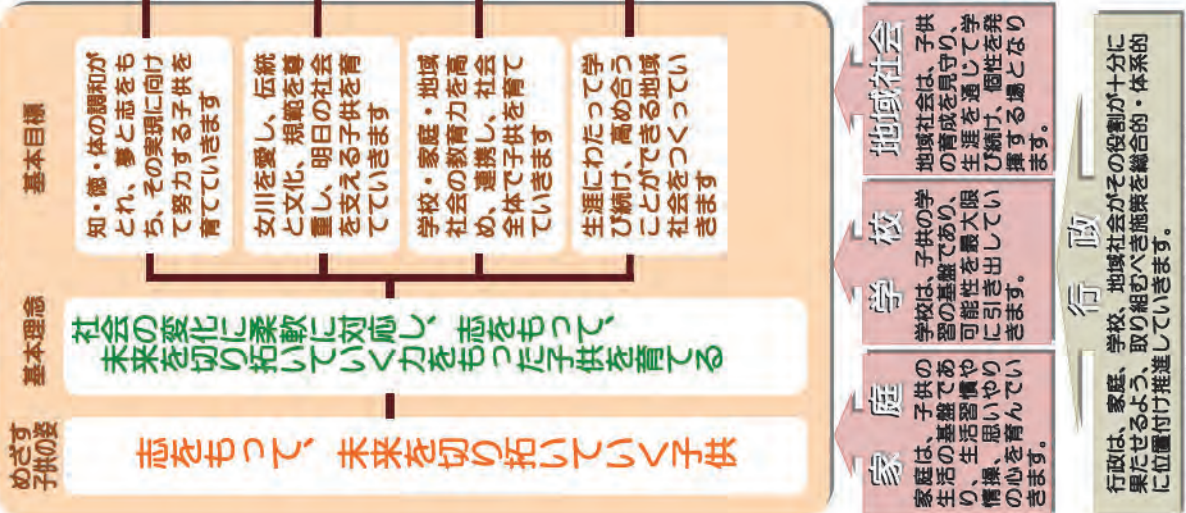
(8) 女川町教育委員会行政評価

女川町教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成 20 年 4 月一部改正）第 26 条に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を実施しています。

「女川町教育委員会の活動状況に関する点検及び評価実施要綱（平成 27 年教育委員会訓令第 5 号）」により、3 人の有識者に委員を委嘱して実施し、結果は女川町議会に提出するとともに町民にも公表されます。行政評価等は、点検及び評価を行う年度の前年度に教育委員会が実施した施策及び事業のうち、重要な施策として教育長が選定したものについて行っています。

6 施策の体系 女川町教育大綱（女川町教育振興基本計画）全体体系（令和2年4月策定）
 施策の基本方向

女川町総合計画2019



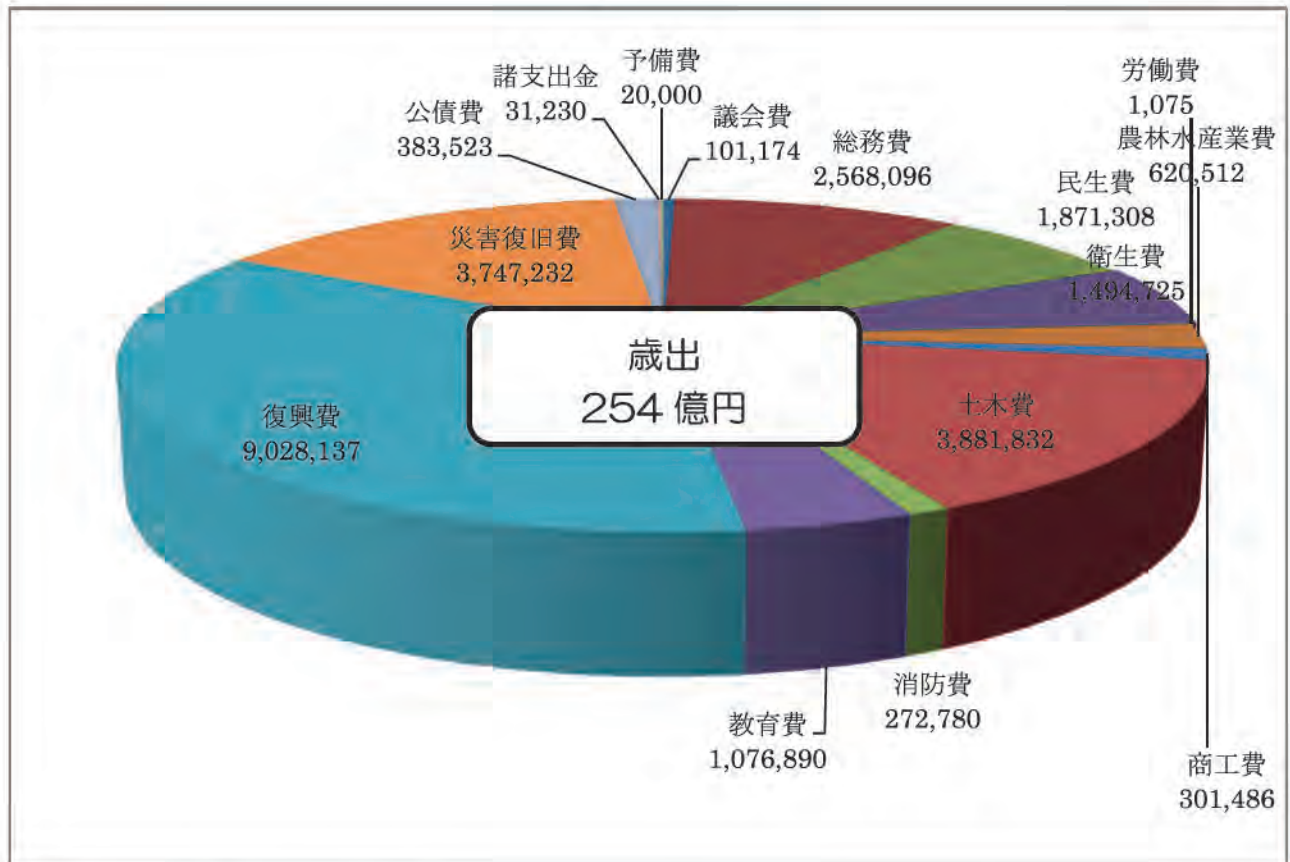
重点的取組

主な取組



3 教育財政

(1) 一般会計歳出予算の概要 (令和2年度)



(2) 令和2年度一般会計教育予算

教育費 1,076,890 千円
 (一般会計の教育費の割合：4.2%)
 単位：千円

		本年度当初	前年度	比較
1 教育総務費	1 教育委員会費	2,107	2,072	35
	2 事務局費	180,448	185,135	△4,687
	3 心のケアハウス事業費	10,356	14,491	△4,135
	4 町誌編さん費	10,145	9,036	1,109
2 小学校費	1 学校管理費	36,516	23,188	13,328
	2 教育振興費	61,468	79,569	△18,101

3 中学校費	1 学校管理費	42,201	28,730	13,471
	2 教育振興費	50,691	67,022	△16,331
4 社会教育費	1 社会教育総務費	86,490	88,436	△1,946
	2 文化財保護費	3,477	13,808	△10,331
	3 勤労青少年センター管理費	9,122	9,395	△273
	4 生涯学習センター管理費	28,370	23,347	5,023
5 保健体育費	1 保健体育総務費	23,672	22,456	1,216
	2 体育施設管理費	462,390	405,740	56,650
	3 学校給食費	69,437	69,342	95
合 計		1,076,890	1,041,767	35,123

(3) 令和2年度一般会計教育予算主要事項

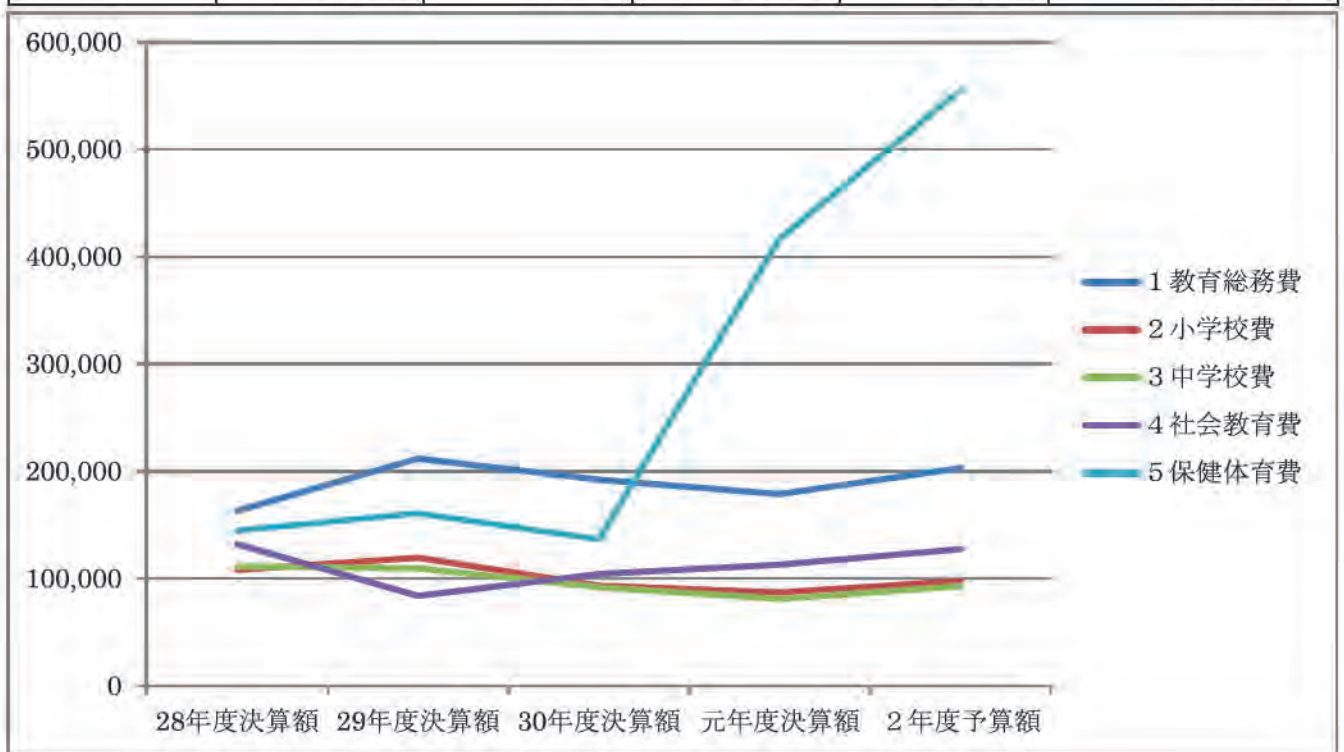
1	スクールソーシャルワーカー・学び支援員謝礼	2,696 千円
2	奨学資金貸付金（継続 10 人、新規 20 人）	11,460 千円
3	いじめ問題対策連絡協議会委員・いじめ問題対策調査委員会委員報酬	145 千円
4	被災児童生徒等学習支援業務委託料 （緊急スクールカウンセラー等派遣事業：女川向学館事業）	47,800 千円
5	基礎学力充実支援事業補助金（人づくり・夢基金） 児童生徒が取得する数検・漢検・英検の経費の一部を補助 （小学校：189 千円、中学校：328 千円）	517 千円
6	ICT教育支援業務委託料（小学校：1,692 千円、中学校 846 千円）	2,538 千円
7	小・中学校補助教員等配置 （小学校：8,799 千円、中学校：4,675 千円）	13,474 千円
8	小・中学校外国語指導業務委託 （小学校 1 人：4,950 千円、中学校 1 人：4,950 千円）	9,900 千円
9	スクールバス運行事業 （小学校 5 台：30,800 千円、中学校 3 台（部活便あり）：24,530 千円）	55,330 千円
10	被災児童生徒就学援助 （小学校 61 名：5,190 千円、中学校 32 名：4,380 千円）	9,570 千円
11	学習塾代等支援事業補助金	12,540 千円

12 高等学校等通学費補助金	8,300 千円
13 女川町図書室運営事業（図書購入費、移動図書館含む）	4,355 千円
14 町民音楽祭業務委託料	6,000 千円
15 青少年国際交流推進事業助成金	3,000 千円
16 芸術鑑賞会業務委託料	2,343 千円
17 体育施設保守点検業務委託料	22,721 千円
18 町民野球場復旧改修工事費等	403,000 千円
19 施設用備品購入費	13,142 千円
20 （仮称）清水公園グラウンド整備工事費	538,500 千円

（４）教育財政の推移

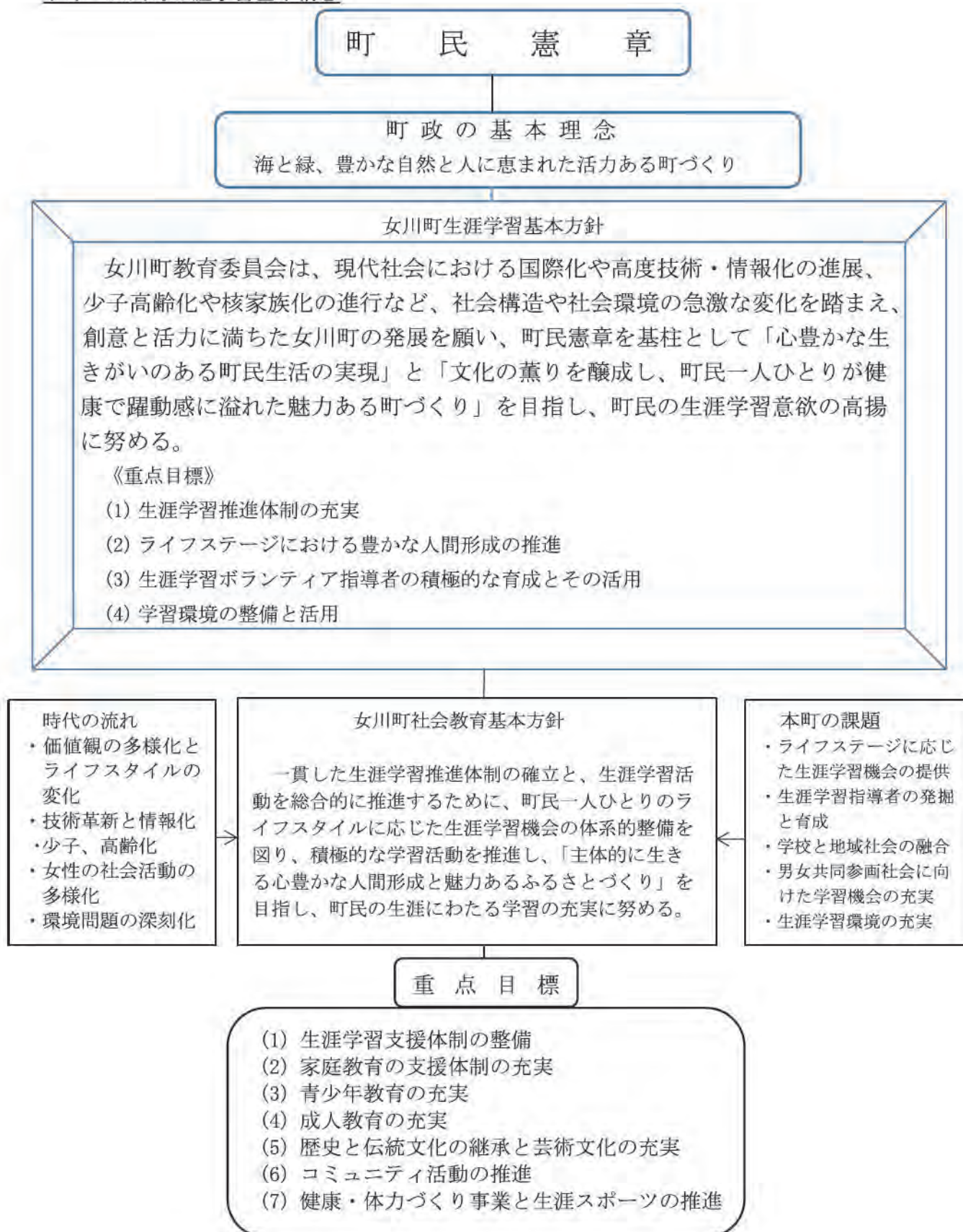
単位：千円

項目	28年度決算額	29年度決算額	30年度決算額	元年度決算額	本年度予算額(当初)
1 教育総務費	163,242	211,963	192,256	178,821	203,056
2 小学校費	108,179	119,449	93,423	87,116	97,984
3 中学校費	111,511	109,529	91,936	81,209	92,892
4 社会教育費	132,247	83,938	104,408	113,079	127,459
5 保健体育費	144,767	160,893	136,594	417,058	555,499
計	659,946	685,772	618,617	877,283	1,076,890

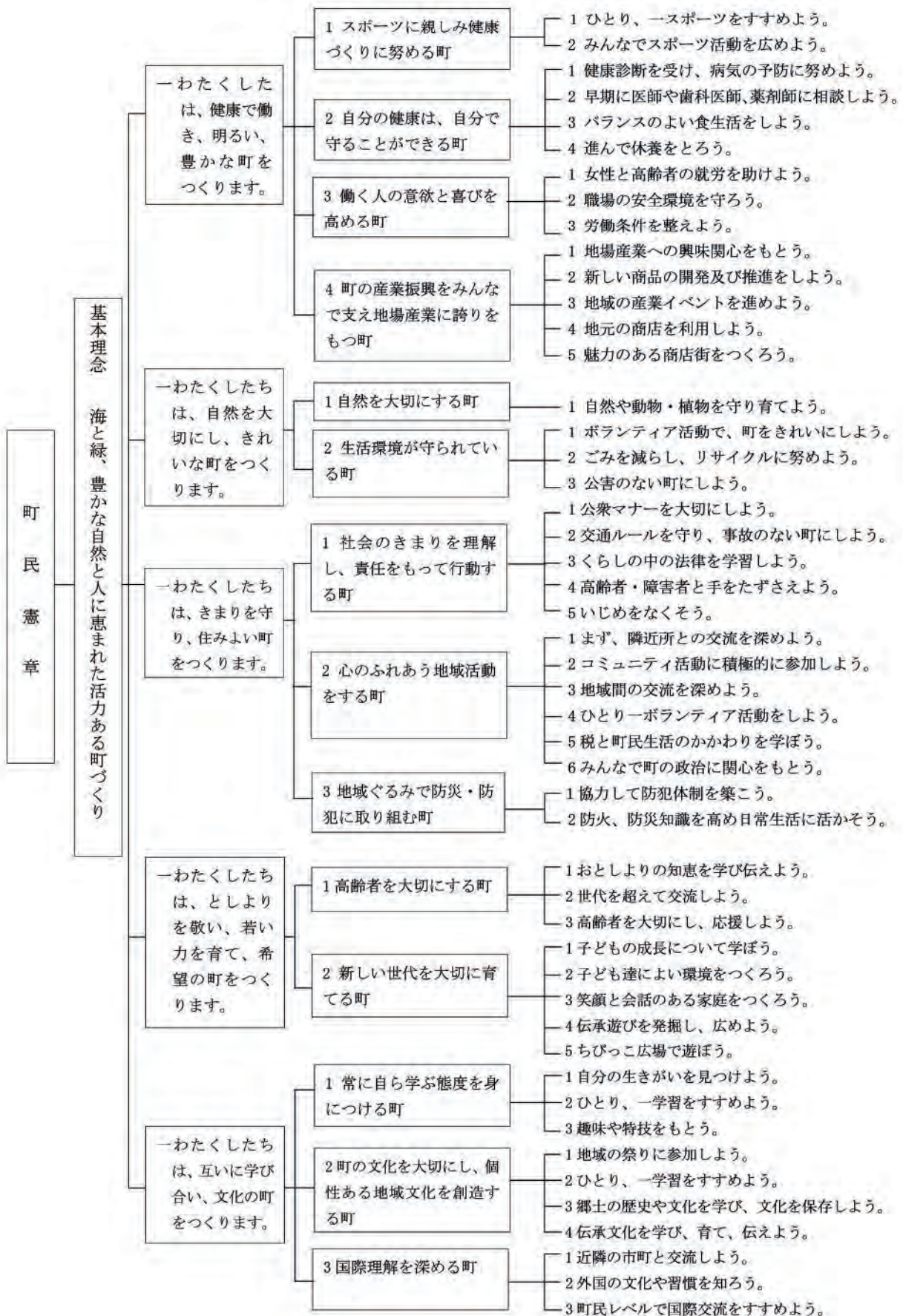


4 生涯学習

(1) 女川町生涯学習基本構想



(2) 町民憲章具現化指標



③ 地域をつくる生涯学習・文化・芸術の推進

生涯学習は、町民自ら進んで積極的に学習することであり、絆を強くするものです。震災後それぞれの地域ごとに自治組織が活動をスタートし、新たなコミュニティが生まれました。町民が健康で文化的な生活を送り、地域の連携や絆の大切さを実感できるよう、世代を越えた交流と学び合いの生涯学習環境の実現を目指し、人づくり、生きがいつくり、地域づくり事業について積極的に取り組みます。

①生涯学習推進体制の充実

地区生涯学習推進員の活用と出前講座メニューの充実を図ります。

※出前講座の積極的な活用の推進

②協働教育プラットフォーム事業の推進

学校・家庭・地域・行政・産業界の連携した事業の展開を行います。

③読書活動の推進

毎月第3日曜日を『家庭の日・家読(うちどく)の日』とし、家族そろって読書する時間を設け、家族のコミュニケーションや絆を深めるための支援をします。

また、生涯学習センターの図書室(女川つながる図書館)では、さらなる物的整備を行い、読書環境の充実に努めます。

これらの活動を平成27年度に策定した「第二次女川町子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭・地域、保育所、小学校、中学校と連携しながら進めます。

※図書まつり・多読賞表彰事業・図書館だより・おはなし会・子供司書養成講座・6か月児、1歳児検診時の読み聞かせ講話。また、地域医療センター内に病児・病後児保育室「じょっこおながわ」が開設されることに伴い女川つながる図書館の図書を活用していただく。

④心豊かな文化芸術の推進

香り高い文化・芸術活動の振興を図ることを目的に、町民文化祭や芸術作品展を開催し、文化の創造を実施できる環境づくりを目指します。また、芸術鑑賞会や町民音楽祭を開催し、芸能や音楽に触れあう機会を提供します。

※町民文化祭・巡回小劇場・芸術鑑賞会・町民音楽祭

⑤文化財保護とその活用

有形文化財の独国和尚関連遺跡遺物等や無形文化財である江島法印神楽の保護や保存に努めるとともに、自分たちが住んでいる地域の暮らしや文化を守り、大切に伝承していくとともに、学習する場の提供を図ります。

※江島法印神楽保存・獅子振り披露・文化財パトロール・遺跡整備事業・鳴り砂を守る会活動支援

(4) 学校、家庭、地域、行政が連携・協働した教育の推進

未来を切り拓いていく子供たちを育成していくためには、学校、家庭、地域、行政それぞれが教育において果たす役割と責任を自覚し、連携を図りながら、子供たちを育てる環境を作っていくことが重要です。学校と地域をつなぐ継続的な体制を構築し、学校、家庭、地域、行政、産業界等との連携・協働による教育活動を推進します。

①青少年・成人教育の充実

青少年健全育成のために、社会的・自然的体験活動を企画し、自ら有用感を味わい自己成長へとつなげるよう推進します。また異年齢集団との活動を通じ、自己形成が確立できるよう事業の充実を図ります。

成人教育は、町民のニーズを捉え、関係機関と連携協力し事業を実施します。

※ジュニア・リーダー研修会（初級・中級・上級・石巻管内技術交流）

②協働教育プラットフォーム事業の実施

家庭・地域・学校が相互に連携・協働し、家庭・地域の教育力の向上を図り、地域全体で子供を育てる体制の整備を図るとともに、生涯学習に向けた多様な学び場やレクリエーションの場づくりを社会教育施設や集会所をはじめ地域で推進することにより、学びを通じた地域コミュニティを図るものです。

※学校支援活動：学校講師派遣・潮活動

家庭教育支援活動：おかあさん学級・家庭教育学級・親子アドベンチャークラブ

地域活動：まなびっこ・親子餅つき大会・インリーダー研修会

放課後子供教室：スポーツ教室・レクリエーション教室・各種体験教室

③地域における家庭教育支援

女川町子育て支援センターや保育所等の関係機関との連携を強化し、安心して子育てができる住みよい環境を目指し、学びの場の提供を図ります。

※6ヶ月児育児教室・1歳児育児教室・各種出前講座による支援

(5) 生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の充実

総合運動場を有効活用し、町民の生涯スポーツの参加意識の高揚に努め、健康・体力づくりと地域連帯感の構築とスポーツの日常化を推進するため、誰もがスポーツを楽しめるよう、スポーツ環境の充実と整備を図り、いつまでも健康で明るく活力に満ちた生活を送ることが出来るよう、生涯スポーツ社会の実現に努めます。

また、女川町体育協会や女川町スポーツ少年団本部等と連携し、指導者及び競技スポーツ選手の育成にも力を入れながら、継続的に指導・強化を図ります。

①体力づくり、スポーツに親しむ環境づくり

町民のニーズを的確に捉え、人生各期におけるスポーツ・レクリエーションプログラムを提供します。

また、トレッキング等の野外活動とファミリースポーツの日、みんなのスポーツフェスティバル、町民運動会、トレーニング講習会、ヨガ教室などの事業を実施し、体力づくり運動を推進します。

②生涯スポーツの日常化

「だれでも、どこでも、いつでも」気軽にスポーツを楽しむことを目的に、町民の誰もが身近で気軽にスポーツを楽しむ機会の充実に取り組み、コミュニティスポーツの普及を図ります。

また、行政区集会所等へ出向きスポーツ教室や体力づくり事業を併せて推進し、地域における生涯スポーツの日常化を支援します。

③体育・スポーツ施設設備の充実

体育・スポーツ施設設備では、既存の施設を維持し、陸上競技場の代替施設として、清水地区に新たなスポーツ施設を建設するとともに、総合体育館、野球場を改修し、運動施設の復旧を図ります。

また、学校体育施設設備開放事業の実施により、町内スポーツ団体の活動の充実に図ります。

5 学校教育

(1) 女川町の小・中学校

女川町では、少子高齢化が加速度的に進んでいる状況を踏まえ、学校再編を進め、平成22年4月に小学校5校、中学校3校、計8校から、小学校3校、中学校2校、計5校に再編しました。

その後、東日本大震災により、町内の大半の市街地、離半島部の集落が被災し、特に、町中心部が津波により壊滅的な被害を受けた中、仮設住宅用地の確保や出島の全島避難の問題等があり、小・中各1校を除き、現地再開が困難であったため、小学校3校は女川二小（当時）、中学校2校は女川一中（当時）の施設に集約され、日々の教育活動が制約される状況になりました。

こうした中、平成24年度、「女川の教育を考える会」を設置し、小・中学校の将来のあるべき姿等について議論を重ね、平成25年度から、小学校1校、中学校1校とし、新しい小・中学校としてスタートすることが提言されました。本提言を受け、学校再編を行い、平成25年4月1日から、女川小学校及び女川中学校の小・中1校ずつの体制になっています。

また、平成30年度から連携型の小中一貫教育をスタートさせ、小学校、中学校の教育課程を大切にしながら、無理なく連携し取り組めることを実践していきます。そういった取組を積み重ね、令和2年度第2学期から、施設一体型の小中一貫教育を行います。

(2) 学級数・児童生徒数

女川小・中学校の学級数・児童生徒数は、令和2年5月1日現在、下表のとおりです。

	小学校								中学校				
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援	計	1年	2年	3年	特別支援	計
学級数	1	1	1	1	1	1	3	9	1	1	1	3	6
児童生徒	28	34	36	29	35	30	4	196	32	34	32	5	103

(3) 教職員数

女川小・中学校の教職員数は、令和2年5月1日現在、下表のとおりです。東日本大震災により生じている諸課題への対応に必要な教育復興加配教員を措置いただくとともに、町費による補助教員等の配置により、きめ細かな指導体制を確保しています。

学校種	校長	教頭	主幹教諭	主幹養護教諭	教諭・講師	養護教諭	栄養教諭	事務職員	業務員	非常勤講師	補助教員	補助教員（栄養職員）	PTA	補助員	臨時事務員	補助員	臨時業務員	SSC	SSW	左記計
小学校	1	1	0	1	12	1	0	1	0	0	4	1	1	1	1	1	1	1	1	27
中学校	1	1	1	0	14	2	1	1	1	3	1	0	1	1	1	1	1	1	1	31

(4) 東日本大震災による被災と教育環境の復旧・復興

女川町には、東日本大震災前、小学校3校、中学校2校がありましたが、津波による被害は免れたものの、地震により全校が被害を受けました。また、離島の出島にあった小・中学校については、全島避難になったため、学校としての機能を果たしえない状況になりました。日頃から危機意識をもっていたため、多くの児童生徒は無事でしたが、学校の管理下外とはいえ、残念ながら4名の尊い児童生徒の命が失われました。

このような中であって、女川町の教職員には、校長・教頭の指揮の下、子供たちの安全確保に全力で当たるとともに、避難所運営も献身的に行う姿が見られるとともに、子供たちも率先してお年寄りを避難させたり、避難所においてボランティア活動を行ったり、みんなのために自分たちができることをがんばる姿が見られました。

しかしながら、今回の震災で親や身内が被災したことにより、精神的、経済的に大きな影響を受けた子供たちもいます。子供たちが就学困難な状況に陥ることなく、被災の影響により学習面や生活面の支障が生じないよう、家庭・学校・地域社会が一体となって取り組んでいくことが求められています。現在に至るまで、物資や義援金はもとより、交流活動等を含め、国内外から心温まる支援を数多くいただいています。本町においては、こうした支援を子供たちの教育環境の復旧・復興にしっかりと活用させていただくとともに、スクールバスの運行、被災した児童生徒等の就学支援を行うなど、安全・安心な学校教育の確保に努めています。

(5) 女川小・中学校整備事業基本計画

女川町では、復興まちづくりの方針の中で、新たなコミュニティ形成を確実なものにするため、町の中心（町の「へそ」）に「町の核」となる小・中学校を配置する計画を示しています。

これを受け、教育委員会において、基本的な考え方として3つの視点を掲げ、町民の代表者、有識者等に参加いただいた女川町学校施設町民会議や公募によるワークショップを開催するなど、多くの方から御意見等を頂戴するように心がけ、施設整備の基になる基本計画を策定しました。

平成30年度から、その基本計画を基に基本設計・実施設計を進めてきました。平成31年1月から建設工事を開始し、令和2年7月完成しました。町の復興の要として、「おらほの町の自慢の学校」といわれるような魅力にあふれ、「町の核」となる小・中学校の整備を進めてきました。

(6) 学校教育の充実のための取組

女川町では、学校教育の充実のため、現場中心で様々な取組を行っているところです。ここでは、児童生徒の学力向上、体力向上等の取組の一端を紹介します。（各学校の取組は、p24～27の学校経営の方針・計画やアクションプラン参照）

①学力向上

女川町では、少人数指導やT・T（ティーム・ティーチング）指導等による個に応じたきめ細かい指導を大切にしながら、読書習慣の形成、家庭学習の工夫、放課後及び長期休業中の補充学習の充実を図ることにより、児童生徒一人一人の基礎的・基本的な知識・技能の定着を図るとともに、学んだことを基に、主体的に考え、判断し、課題を解決する力の育成に取り組んでいます。

また、小・中学校それぞれにALT（外国語指導助手）をフルタイムで配置するなど、外国語教育、国際理解教育の充実に努めています。

さらに、教育講演会や小・中学校合同授業研究会、校内研究等により、教員の指導力向上に取り組んでいます。

②体力向上

復興事業に係る工事や歩道等も含めた通学路環境の整備は概ね終了していますが、震災発生直後から現在まで、スクールバスによる通学、遊び場の不足等の状況で、児童生徒の体力向上は継続的な課題となっています。そのような中、小学校においては、授業の体育に加え、「業間マラソン」や冬期間の縄跳びの活動を行い、運動の機会を確保し体力向上に取り組んでいます。また、栄養教諭の専門的な視点と学級担任による「食」に関する指導の展開等による食育や健康教育の充実に取り組んでいます。

③小中一貫教育の推進

小・中学校の接続の大切さは従来言われていましたが、いわゆる「中1ギャップ」と呼ばれる問題が全国的に発生し、その在り方が問われ、小中一貫教育が取り上げられるようになりました。

女川町では、これまでも小・中学校の連携を進めてきましたが、震災後改めて確認した本町の目指す子供の姿「志をもって、未来を切り拓いていく子供」等の具現化を図るための体制づくりとして平成30年度より連携型の小中一貫教育を導入し、令和2年度第2学期からは、新校舎のもとで、施設一体型の小中一貫教育を進めていきます。本町では、9年間というスパンを最大限に活かした系統的、継続的な教育活動を展開していき、魅力ある学校づくりを進めてまいります。

(今年度の主な取組については、P28 参照)

④基本的な生活習慣の定着

復興公営住宅や宅地整備が進み、仮設住宅で生活する児童生徒はなくなりましたが、東日本大震災により長期にわたる仮設住宅暮らしや遊び場、運動場の制限など、生活環境の変化から子供たちの生活習慣の乱れがいまだに心配されているところです。

こうした課題に対し、各学校においては、小学校の「生活習慣チェックシート」、中学校の「マイセブンデイズ」により各児童生徒が自らの生活を振り返る活動を行うなど、基本的な生活習慣の定着に取り組んでいるところです。平成26年度は、「知・徳・体」のバランスのとれた成長に不可欠な基本的な生活習慣の定着や体力・運動能力の向上を図るため基本的な生活習慣定着促進モデル事業を活用し「早寝・早起き・朝ごはん」や外遊びなど基本的な生活習慣等の確立を図ってきました。その一つとして「女川体操」をつくりました。

平成30年度から、基本的な生活習慣等の確立のため、小・中学校で共通に取り組む事項を教員で話し合い、共通行動で子供たちの指導をしています。さらに、児童会が「うみねこルール」を作成し、金曜日をノースマホデーにする等の取組を行っています。また、生徒会では「1210運動」として、スマートフォン等の使用を1日2時間10時までというルールを定め、児童生徒が主体となって取り組んでいます。

⑤心のケアの充実

全国的に児童生徒の心の在り様と関わる様々な問題が生じている中、女川町においても、児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能を充実することが求められています。

また、平成7年の阪神・淡路大震災等において、心の健康について教育的配慮を要する児童生徒数等が震災発生後3年目にピークとなったという調査結果があります。こうした事例を踏まえ、現在、女川町では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置、教育復興加配教員の活用等を通して心のケアの充実に努めており、東日本大震災による様々な環境の変化

に伴い生じると考えられる児童生徒の精神的ストレスについて、引き続き心のケアの充実に努めてまいります。

さらに、平成 29 年度からは、「女川町子どもの心のケアハウス」を設置し、不登校児童生徒を中心とした指導・支援を行っています。

⑥いじめの防止等

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、許されない行為です。しかしながら、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものです。現在、女川町では悪質、陰湿、長期的なものはないものの、いじめの防止等の取組を引き続き進めていく必要があります。

学校においては、従来、日常的な児童生徒の様子や教職員間での情報共有や定期的なアンケートの実施等により、いじめの状況把握や初期段階での対応等を行い、いじめの防止等に努めているところです。平成 26 年度、町としても、「女川町いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察等を構成員とする「女川町いじめ問題対策連絡協議会」、万が一重大事態が生じた場合の調査等を行う「女川町いじめ問題対策調査委員会」を設置しました。こうした取組により、いじめの防止等の取組の一層の充実に努めてまいります。

⑦特別支援教育

宮城県では、「障害の有無によらず、全ての児童生徒が心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の様々な教育的ニーズに応じて適切な教育を展開する」ことを特別支援教育将来構想の基本理念として掲げているところです。

これを受け、女川町では、共に学ぶ教育推進モデル事業のモデル校の指定を受け専門家チーム等を活用し、個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成・活用を図り、障害のある児童生徒と周囲の児童生徒が多様な学びの場において共に学ぶ教育環境の整備に努めます。

また、発達障害早期支援事業のモデル町の指定を受け、本町の健康福祉課で行う 3 歳児健診時に臨床心理士を派遣し、早期からの実態把握に努めています。

さらに、特別支援教育を総合的に推進するため、特別支援教育連携協議会並びに特別支援教育コーディネーター連絡協議会（保健師、保育士、小・中学校教諭、特別支援学校地域支援担当教諭で構成）において障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための適切な指導や支援等について検討し、保護者等の発達障害についての理解・関係職員の資質向上のための研修会等を行い、障害のある幼児児童生徒に対しての支援体制の構築に努めています。

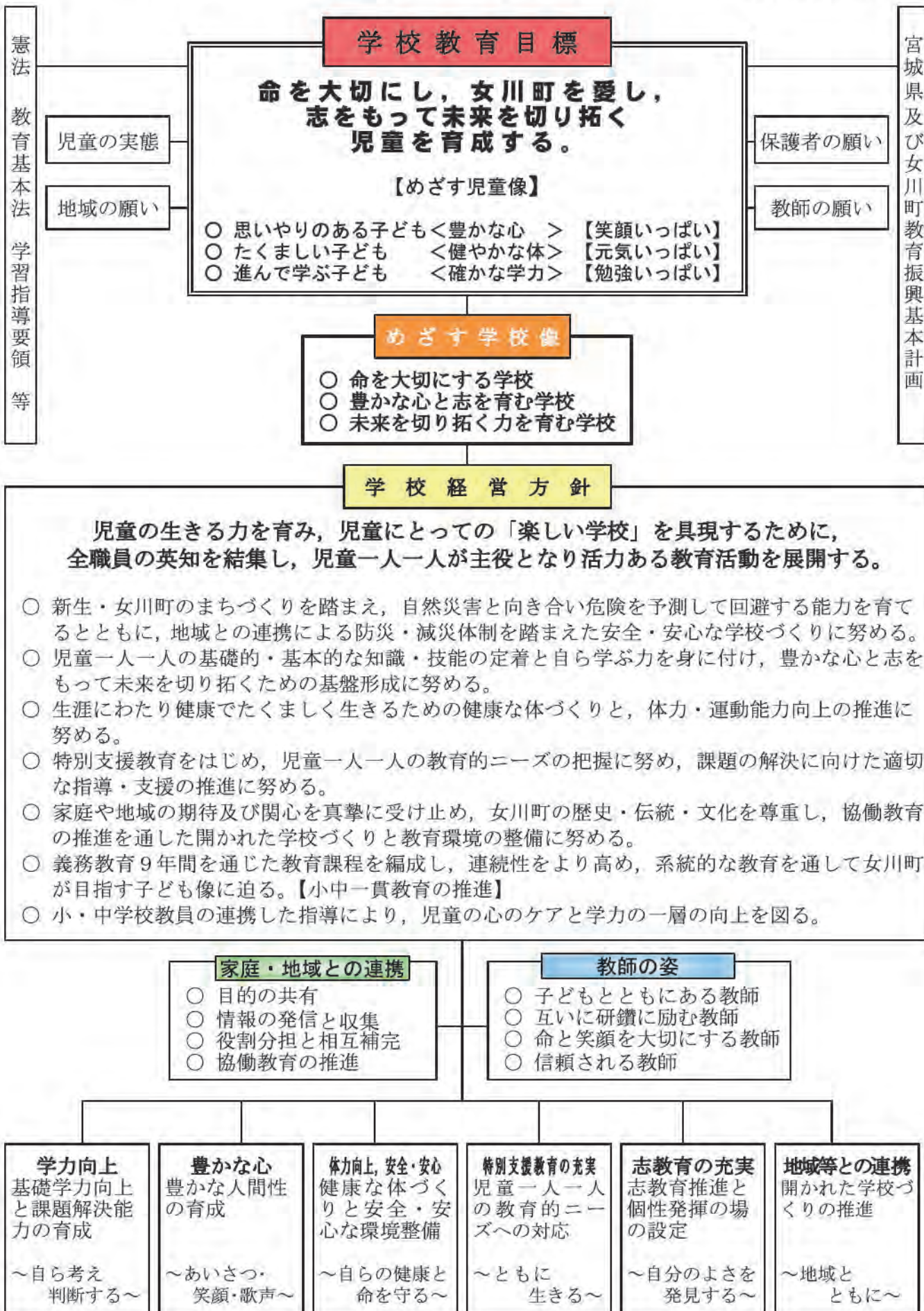
また、平成 28 年度に開校した宮城県立特別支援学校女川高等学園とはこれまで以上に連携を密にしていきます。

⑧認定NPO法人カタリバとの協働

学校教育の充実に努める上で、多様な主体との協働も重要です。認定特定非営利活動法人カタリバは、震災直後より 8 年半以上、女川町において、子供たちへの学習支援、心のケアを行ってきたところであり、平成 27 年 3 月、女川町教育委員会とカタリバの連携・協働を確認するパートナーシップ協定を締結しました。

令和 2 年度、同団体の運営する「女川向学館」には 5 月 1 日現在、約 90 名の児童、生徒（約 30%）が通っており、放課後の「学び場」と「居場所」を提供し、心のケアにつなげるとともに、AI 型教材を活用したタブレット端末による学習活動等の取組により、学習時間の担保、学力の向上に

において成果を出しています。さらに、学校の教育活動にも直接加わり、授業T・T（ティーム・ティーチング）指導に当たるなど、教職員が子供たち一人一人に寄り添う体制の構築や学校における心のケアの充実に貢献しています。



女川小学校アクションプラン2020



(校章)



(校木：桜)

命を大切にし 女川町を愛し 志をもって
未来を切り拓く 児童の育成

— 目指す児童像 —

思いやりのある子ども <豊かな心> 【笑顔いっぱい】
たくましい子ども <健やかな体> 【元気いっぱい】
進んで学ぶ子ども <確かな学力> 【勉強いっぱい】

学力向上

- ①基礎・基本の確実な定着
 - ・タブレット端末や電子黒板など、ICT機器の効果的な活用
 - ・学力調査を活用した「R-PDCA」検証サイクルによる授業改善
- ②個別指導の充実
 - ・全校習熟タイム、放課後学習会、長期休業中の学習会の実施
- ③家庭学習の定着
 - ・家庭学習カード、手引きの活用

豊かな心

- ①学級づくりの充実
 - ・各種調査の活用
 - ・生命や人権を尊重する道徳、学級活動の実施
 - ・いじめ防止(いじめアンケートの実施)
- ②伝統文化や福祉教育、交流活動の実施
 - ・さざなみ太鼓、おらが江島の継承
 - ・徳島商業高校、牟岐町等との交流
- ③児童理解による個を伸ばす生徒指導
 - ・SC、SSWとの積極的な連携

体力向上

- ①体力、運動能力の向上
 - ・体育の授業の充実
 - ・業前活動による継続的な体力づくり
 - ・体育的行事を生かした体力づくり
 - ・体力運動能力テストの有効活用
- ②食育、健康教育の推進
 - ・保健指導資料「スマイル女川」活用
 - ・食育講座(給食試食会)の実施
 - ・早寝、早起き、朝ごはんの推進
 - ・町役場関係課等との連携の強化

志教育

- ①夢や目標を具体的に意識させる場の設定
 - ・学校行事や集会活動等での発表、表現
- ②意欲を高め、主体的に活動できる機会の設定
 - ・クラブ活動、委員会活動の充実
- ③勤労観や社会性を養う体験活動の充実
 - ・商業体験等キャリア教育の充実【女川生活実学】
- ④小中高の系統性を踏まえた実践
 - ・女川中、女川高等学園、水産高校との連携

安全・安心

- ①防災・減災教育の充実
 - ・各種避難訓練の工夫
 - ・小中合同避難訓練、保護者と合同の避難訓練
 - ・「危機管理マニュアル」の定期的な点検
- ②施設・設備等の安全の重視
 - ・定期点検と日常点検による安全の確保
- ③食の安全の徹底
 - ・アレルギー食対応、給食異物混入の根絶

信頼される学校

- ①教職員の資質能力の向上
 - ・校内研究の充実
 - ・小中合同授業研究会の充実
- ②積極的、定期的な情報発信
 - ・学校だより、学級通信、HP等
- ③学校評価の実施と公開
 - ・実施の工夫、小中合同評議員会
- ④地域との連携強化、町行事への参加
 - ・町民運動会、秋刀魚収穫祭参加
- ⑤小中一貫教育の推進
 - ・「女川プラン」の実践 ※別紙参照

特別支援教育の推進

- ①校内体制の充実
 - ・支援が必要な児童の実態把握
 - ・個々の児童の実態に応じた支援計画の作成
 - ・支援委員会の定期的な開催
- ②関係団体、機関等との積極的な連携と情報の共有
 - ・情報交換、中学校との交流学习
 - ・9年間を見通した支援計画の共有と連携調整
 - ・つばくろ会事業との連携

地域等の連携

- ①外部機関、地域との連携強化
 - ・子どもの心のケアハウス
 - ・地域ボランティア(協働教育)
 - ・女川向学館
 - ・生涯学習課「人材バンク」の活用
 - ・轟会、女川将棋クラブ
- ②保・小・中・高連携推進
 - ・女川の教育を考える会との連携
 - ・授業参観交流、研修交流
 - ・保育参観、合同研修会等
 - ・志教育推進協議会(小・中・高)

基本的な生活習慣の確立と学習習慣の定着

- ①振り返りによる生活の質の向上と自己肯定感の高揚
 - ・「家庭学習&生活カード」の活用を通じた家庭と学校の連携強化
 - ・早寝、早起き、朝ごはんの推進
 - ・携帯やスマホ、ゲーム機等の適切な使用(児童会「うみねこルール」の実践)
- ②望ましい人間関係の構築(特別活動の充実とコミュニケーション活動の重視)
 - ・読書活動の推進(子ども司書講座、読み聞かせボランティア、朝読書、家読、多読表彰)
 - ・特別活動の活性化(委員会活動の工夫、女川中生徒会との連携)
 - ・いじめ防止、人権教育の推進(道徳の時間の充実、人権ポスター)
- ③中学校へのつながりを意識した「女川学習スタンダード」や「女川っ子しぐさ」の徹底

目指す学校像

- 生徒が輝く学校
- 生徒の居場所となる学校
- 地域人を育てる学校

目指す生徒像

- | | |
|-----------|---------------------|
| 磨練 | 志高く 夢に向かって努力を続ける生徒 |
| 慈愛 | 自他の生命を慈しみ ともに高め合う生徒 |
| 鍛錬 | 心身を鍛え 粘り強くやり抜く生徒 |

日本国憲法 教育基本法 学校教育法等
 学習指導要領 第2期宮城県教育振興基本計画
 宮城県学校教育の方針と重点
 宮城県東部管内学校教育の方針と重点
 女川町教育大綱 (女川町教育振興基本計画等)

目指す教師像

- 生徒に寄り添い その力を高める教師
- 自己研鑽に励み 向上心を持ち続ける教師
- 明るく 元気で 活力のある教師
- 地域・保護者から認められ 信頼される教師

学校教育目標

『命輝かせて 女川を愛し 未来を創る
 心豊かで たくましい生徒』の育成

生徒の実態

保護者の願い

教師の願い

地域の願い

学校経営方針

- 生徒の命を大切にす心情を高め、その居場所となる安心・安全な学校づくりに努める。
- 生徒一人一人に、基礎的・基本的な知識・技能を習得させながら、主体的に学ぶことの意義に気づかせ、自己有用感を高め、社会の変化に柔軟に対応できる生徒の育成に努める。
- 生徒一人一人に基本的生活習慣を意識させながら、健康な体と強い心を育てる指導に努める。
- 生徒一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進、充実に努める。
- 協働を重視した教育活動を積極的に推進し、地域に開かれた学校づくりに努める。
- 資質向上を目指す教職員組織として、信頼され存在感のある学校づくりに努める。
- 小中一貫教育の実施に向けた教育課程編成や教育諸活動の工夫・改善に努める。

学校経営の8つの重点

- | | |
|-----------|-------------------------------|
| 1 安心・安全 | 安心して生活し、安全な環境を整える実践力の育成と環境整備 |
| 2 志教育 | 夢をもち、目標の達成に向かって、主体的に活動できる場の設定 |
| 3 豊かな心 | 自己肯定感を高め、思いやりの心をはぐくむ教育活動の実践 |
| 4 体力向上 | 健康な体づくりと体力・運動能力を高める指導等の推進 |
| 5 学力向上 | 基礎基本の定着と主体的な学びを関連させた学習指導の工夫 |
| 6 特別支援教育 | 支援を必要とする生徒の実態把握と個に応じた指導、支援の工夫 |
| 7 信頼される学校 | 教職員の資質向上と開かれた教育課程による学校づくりの推進 |
| 8 協働教育の推進 | 関連団体、機関との積極的な連携を図る教育活動の推進 |

女川中学校アクションプラン2020

命輝かせて 女川を愛し 未来を創る 心豊かで たくましい生徒の育成

目指す生徒像

**磨練
慈愛
鍛錬**

志高く 夢に向かって努力を続ける生徒
自他の生命を慈しみ ともに高め合う生徒
心身を鍛え 粘り強くやり抜く生徒

学力向上

- ①基礎的・基本的な知識・技能の定着を図る授業展開の工夫
 - ・協働で行う授業研究
- ②個別指導の充実
 - ・指導場面、指導法の工夫
- ③家庭学習の定着
 - ・「自学ファイル」等の活用

豊かな心

- ①学級づくりの充実
 - ・Q-U等各種調査の活用
 - ・心を育む具体的実践の工夫
- ②道徳教育、情操教育の充実
 - ・地域、各機関との積極的連携
- ③生徒理解による個を伸ばす生徒指導
 - ・SC, SSWとの積極的な連携

体力向上

- ①体力、運動能力の向上
 - ・保健体育科の授業の充実
 - ・運動部活動等での体力づくりの実践
- ②食育、健康教育の推進
 - ・生徒会、地域・行政各課等との連携

志教育

- ①夢や目標を具体的に意識させる場の設定
 - ・立志の会、集会活動等での発表、表現
- ②意欲を高め、主体的に活動できる機会の設定
 - ・潮活動（潮タイム）、各種発表、部活動等
- ③勤労観や社会性を養う体験活動の充実
 - ・職場体験、宿泊・移動研修・修学旅行等

安心・安全

- ①生命と故郷を愛する態度の育成
 - ・防災委員会の活動の充実
 - ・防災計画に基づいた訓練等の実施による危機対応力の向上
- ②施設・設備等の安全の重視
 - ・定期点検と日常点検による安全の確保

信頼される学校

- ①教職員の資質能力の向上
 - ・校内研究、研修の充実
- ②積極的、定期的な情報発信
 - ・学校・学級日より、HP等
- ③学校評価の実施と公開
 - ・第三者評価を目指した評価へ
- ④地域との連携強化と貢献活動
 - ・行事の積極的公開、町行事等への参加
- ⑤小中一貫教育学校の開校へ

特別支援教育

- ①校内委員会の積極的な関わり
 - ・支援が必要な生徒の実態把握
 - ・個々の生徒の実態に応じた教育課程の編成
- ②関係団体、機関との積極的な連携と情報の共有
 - ・情報交換、小学校との交流学习
 - ・9年間を見通した支援計画の共有と連携調整

協働教育の推進

- ①外部機関・地域との連携協力
 - ・潮活動の充実（生涯学習課）
 - ・授業、行事での外部人材活用
 - ・「女川向学館」やAWS（アカペラサークル）との積極的連携
- ②保・小・中・高・向連携推進
 - ・女川の教育を考える会との連携
 - ・授業参観交流、研修交流
 - ・保育参観、合同研修会等

基本的生活習慣と学習習慣の定着

- ①振り返りによる生活習慣の向上と自己肯定感の高揚（マイブレイズの活用）
 - ・早寝・早起き・朝ごはんの推進、携帯・スマホ等の適切な利用
- ②望ましい人間関係を築く特別活動の充実とコミュニケーション活動の重視
 - ・話し合い活動の意図的設定や報告・記録等の工夫
 - ・集会及び朝・帰りの会でのノー原稿、スピーチ力の向上
 - ・朝読書の推進、全校俳句、生徒会誌・文集づくりや人権作文等
- ③小学校からの学習習慣を生かし、発展した学習スタンダードの工夫

令和2年度 小中一貫教育「女川プラン」

女川町立女川小学校
女川町立女川中学校

1. ねらい

- (1) 義務教育9年間を通じた教育課程を編成し、連続性をより高め、系統的な教育を通して女川町が目指す子供たちの姿に迫る。
- (2) 小中学校教員の連携した指導により、児童生徒の心のケアと学力の一層の向上を図る。

2. 取組内容

女川町目指す子供の姿

志をもって、未来を切り拓いていく子供



(1) 各教科

①乗り入れ授業

小学校の英語や音楽等の授業において中学校教員による「乗り入れ指導」を導入し、専門性を生かした授業を展開する。また、中学校の特別支援学級「自立活動」に小学校特別支援学級担任がT2として入り、特別支援教育の円滑な接続を図る。

(例)

- ①小学6年「英語」
- ②小学6年「音楽」
- ③中学特支「自立活動」



(2) 総合的な学習の時間－【生活実学との関連】

①防災学習

- ・小学3年「防災グッズ」
- ・小学4年「災害時の道具作り」
- ・小学5年「火起こし炊き出し」
- ・小学6年「非常食の調理実習」
- ・中学1年「まるこ山防災教室・非常食のサバイバル飯実習」
- ・中学2年「まるこ山防災教室・救急救命法」
- ・中学3年「まるこ山防災教室・ボランティアセンターの運営訓練」

②潮活動－【志教育(キャリア教育)との関連】

- ・中学全学年「潮騒太鼓 他 全9コース」
- ・小学4年「江島学習」－法印神楽(潮活動)
中学校の「潮活動」法印神楽講座で、中学生と一緒に活動する。

③職場体験学習－【志教育(キャリア教育)との関連】

- ・小学6年「キャリアセミナー」
「職場体験学習1(職業ミニ体験 in 女川)」
（「シーバルピア女川&ハマテラス」）
「女川中『立志の会』見学」
- ※課外授業「女川商売塾」(町商工会、向学館との連携事業：小学5・6年)
- ・中学1年「職場体験学習2」
- ・中学2年「職場体験学習3」
「立志の会」

④校外学習・修学旅行－【志教育(キャリア教育)との関連】

- 小・中学校で系統付けた校外学習等を実施
- ・小学4年「江島学習」
- ・小学6年「修学旅行」
- ・中学2年「仙台研修」
- ・中学3年「修学旅行」



(4) 生徒指導

①挨拶・礼儀作法

児童会と生徒会が連携して「あいさつ運動」を展開する。「女川っこしぐさ」を活用し、礼儀作法を身に付けさせる。

②いじめ・不登校の未然防止・早期対応

小中生徒指導部の連携によるアンケート調査を実施(年4回実施)し、共通行動を図る。

③ネット・スマホ安全教室

- ・小学3年：初級
- ・小学5年：中級
- ・中学1年：上級

※ 外部講師活用

(5) 合同・連携行事

①小中合同引渡訓練・通学バス避難訓練

地震等の災害時に、安全かつ迅速に児童生徒を保護者に引き渡せるよう、小中合同の引渡訓練を実施する。また、バス通学時の児童生徒の安全を確保する訓練をバス会社と連携して実施する。(保護者・教職員の訓練)

②部活動体験

中学校の部活動に慣れ親しませるとともに、小学6年児童の不安感を和らげる。

③「おながわ花いっぱい」運動

緑化委員会と計画委員会が連携して花を栽培し、花を植えたプランターを町民に届ける。(「すばらしいおながわを創る協議会」事業)

④学芸会・文化祭の合同開催

⑤「小中合同運動会2021」実行委員会の設置

(3) 教育諸活動

①研究主題等の統一

校内研究のテーマを統一し、9年間を見通した指導の在り方を探る。

②合同授業研究会

小中合同の授業研究会を実施し、指導法の研究の他、児童生徒について共通理解を図る。

③志教育の推進

小中高等の系統性を踏まえながら志教育の実践に取り組む。

④縦割り活動の推進

小学1年から6年まで、小学1年から中学3年までの各縦割り班を編成し、異年齢交流を行う。

⑤女川向学館

放課後及び長期休業中の学習支援補助

(6) 健康づくり

①「スマイル女川っ子」の活用

小中学校共通の保健指導資料を活用し、9年間を見通した健康教育を推進する。

②家庭生活の改善

【女川プロジェクト】

ゲーム機、スマホ等の使い方や家庭学習に関し、児童会と生徒会が連携してルールを設定し、基本的な生活習慣及び家庭学習習慣を定着させる。

(参考) 女川町の主な文化財

令和2年3月現在

No.	種別	名称	員数	内容	所在地	所有者	備考	現在の状態
1	国指定	天然記念物 陸前江島ウミネコ 及びウトウ繁殖地	2島	うみねこ・ウトウの繁殖地で繁殖期は5月から7月繁殖地としては南限とされている	女川町江島 字荒藪小島・字足島	旧国有地 漁協	S9. 1. 22 (指定) S33. 5. 14 (追指定)	H30・5文化財パトロール実施、島の地盤沈下は見られるが、繁殖地としては異常なし
2	県指定	天然記念物 球状斑れい岩	1島	笠貝島北西部に見られる岩石国内でも十数例しか確認されていない希少なものの	女川町江島字 笠貝島	漁協	S44. 8. 29 (指定)	地盤沈下のため上陸できず目視による確認のみ特に異常は認められない
3	県指定	無形民俗文化財 江島法印神楽		江島、久須師神社の祭礼で奉納される神楽登米地方の神楽を継承	江島法印神楽 保存会	同左	S46. 3. 2 (指定)	被災なし
4	町指定	天然記念物 塚浜のタブノキ	1本	三陸海岸を生育北限とする暖地性の常緑喬木北限のものとしては極めて大きい	女川町塚浜字 塚浜	私有地	S54. 4. 1 (指定)	津波被害なし (石垣は地震のため破損)
5	町指定	天然記念物 塚浜のヒサカキ	1本	ヒサカキの中でも北限のものとしては大変貴重なもの。特に塚浜のものは大木の部類にはいる。	女川町塚浜 字塚浜	私有地	S54. 4. 1 (指定)	津波被害なし (石垣は地震のため破損)
6	町指定	天然記念物 三十三観音道 大杉	1本	胸高径25cm近くで、日本海側に多い杉と同一と思われる太平洋側で見られるのは極めて珍しい	女川町女川浜字 女川(通称女川 山地内)	共有地	S54. 4. 1 (指定)	津波・地震被害なし
7	町指定	有形文化財 木造・三十三観音	33体	延享元年頃(1744年)から、横浦元大肝入木村家に伝わる観世音菩薩像	女川町横浦字 横浦	木村誠次	S57. 2. 26 (指定)	津波被害はなし 所有者保管
8	町指定	有形文化財 横浦木村家文書	約 200冊	同上木村家に伝わる古文書寛永18年頃から明治3年頃まで(1641年～1870年)	女川町横浦字 横浦	木村誠次	S57. 2. 26 (指定)	奈良県文化財研究所にて塩抜き修復作業後、所有者へ返還、その後、東北大学(佐藤准教授預かり)で保管
9	町指定	有形文化財 石浜遠藤家 古文書	1冊	「石浜遠藤家に伝わる古文書」寛政12年頃から嘉永7年までの出来事をつづった「萬ふしぎの事控覚帳」(通称・勇蔵日記)(1800年～1854年)	女川町出島字出島 (女川町石浜字高森)	土井賢亮 H26. 1. 1委 (遠藤正男)	S57. 2. 26 (指定)	被災なし 所有者保管
10	町指定	有形文化財 木造三尊厨子	1基	厨子の中には梵字で歡喜自在天、扉の右に軍荼利明王、左に十一面観音が貼り付けてある江戸時代中期から後期の作と言われている	女川町出島字 出島	永清寺	H13. 8. 1 (指定)	被災なし 所有者保管
11	町指定	有形文化財 三十三観音碑	32碑	文政7年に独國和尚が建立した33体の観音像石碑	女川町女川浜字女川 (通称女川山地内)		H22. 1. 6 (指定)	地震により十二番観音碑不明となるが、令和元年6月に発見された
12	町指定	有形文化財 補蛇閣内部	5基 1枚 1口	①独國和尚墓碑②三十三番観音碑③子孫長久一尊像碑④⑤五穀豊穰・天下泰平祈願碑木額、鰐口	女川町女川浜字女川		H22. 1. 6 (指定)	津波で建物破損(解体)石碑は無事(鷲神公園で一時的保管)木額・鰐口は生涯学習課保管
13	町指定	有形文化財 金毘羅大権現碑	1基	金毘羅は「海難」「雨乞い」の守護神とされ、女川村民の航海安全を祈願して文政8年に建立したものの	女川町女川浜字女川		H22. 1. 6 (指定)	津波で破損石碑は元の場所近くで発見(鷲神公園で保管)
14	町指定	有形文化財 波切不動尊	1基	建立は文政7年。船舶の安全を願う家族の参拝が絶えず、人々に厚く信仰されている	女川町女川浜字女川		H22. 1. 6 (指定)	被災なし 復興工事の為、立ち入りできない
15	町指定	有形文化財 掛軸「龍」	1幅	女川町佐藤良一氏から寄贈独國和尚書掛軸	女川町女川浜 字女川	女川町 教育委員 会	H22. 1. 6 (指定)	生涯学習課保管 (震災後修復済)
16	町指定	有形文化財 掛軸「龍」	1幅	山形県高島町山木重幸氏から寄贈独國和尚書掛軸	女川町女川浜 字女川	女川町 教育委員 会	H22. 11. 24 (指定)	生涯学習課保管
17	町指定	有形文化財 写経 「佛説文殊無 量無邊」	1巻 (冊)	山形県高島町山木重幸氏から寄贈和尚書写経	女川町女川浜 字女川	女川町 教育委員 会	H22 11. 24 (指定)	生涯学習課保管
18	町指定	有形文化財 絡子	1枚	山形県高島町山木重幸氏から寄贈独國和尚が使用していた絡子	女川町女川浜 字女川	女川町 教育委員 会	H22. 11. 24 (指定)	生涯学習課保管
19	町指定	有形文化財 ホツケイテジセキウ 法華堂字石塔	1基	文化元年に独國和尚が建立した石碑。碑文の内容は、村人全体の心が一つになるよう仏の教えを説いたもの。	女川町女川浜 字女川		H27. 3. 25 (指定)	鷲神公園内に保管

20	町指定	有形文化財 コンゴウバイセキキョウ 金剛売石経	1基	文化元年に独國和尚が建立した石碑。碑文の内容は、父母と同様、自分もやがてこの世を去る。自らを顧みるため金剛石の石碑を造ったとされる。	女川町女川浜 字女川		H27. 3. 25 (指定)	鷲神公園内に保管
21	町指定	有形文化財 ドウソン 道祖神	1基	金剛売石経に「この三碑」とあり、法華一字石経と同じ文化元年に独國和尚が作ったとされる。	女川町女川浜 字女川		H27. 3. 25 (指定)	鷲神公園内に保管
未指定		有形文化財 出島須田家 古文書	約葉	須田家に伝わる古文書	女川町出島 字出島	土井賢亮		データ化終了 現在は所有者保管
		有形文化財 江島木村家 古文書	約葉	木村家に伝わる文書	女川町旭が丘	木村敏雄		データ化終了 現在は所有者保管
		有形文化財 女川浜丹野家 古文書	約葉	丹野家に伝わる文書	女川町出島 字出島	土井賢亮		データ化終了 現在は所有者保管
		有形文化財 尾浦千葉家 古文書	約葉	千葉家に伝わる文書	女川町尾浦	千葉紀雄		データ化終了 現在は所有者保管
		史跡 横浦の磨崖仏	1体	溪流の崖の岩に浮彫りで刻まれた不動明王像	女川町横浦 字横浦	木村国男	江戸時代中期 作(作者等不明)	津波・地震被害なし
		天然記念物 塚浜の鳴り砂 (夏浜 小屋取浜)		砂浜がきれいな状態で人が歩くと音が鳴る 全国でも鳴り砂の浜は珍しく、町内に二か所もあるのは貴重である	女川町飯子浜 字夏浜 女川町塚浜 字小屋取	国有地		年に数回、おながわの鳴り砂を守る会により清掃が行われている
		史跡 出島配石遺構群		縄文後期から晩期にかけての土器片が出土する石組遺構群でだ円形の覆土、大型石材が用いられている	女川町出島 字出島	私有地		津波被害なし
		史跡 ふるさとの道 御殿峠		昭和30年代まで、石浜から御前・尾浦・竹浦・桐ヶ崎の各浜を結んでいた生活道路である	石浜～御殿峠～御前 石浜～御殿峠～尾浦 石浜～御殿峠～竹浦 石浜～御殿峠～桐ヶ崎	私有地	石を叩くと雨が降ると言い伝えられる「雨降石」や御殿跡の石碑がある	津波・地震被害なし
		天然記念物 方孔石		当地域で多く見られる穴開き石でどのようにして組成されたか不明	尾浦海岸～出島 海岸の汀線に散在する	国有地		現在も竹浜や尾浦の浜で見られる
	天然記念物 浜ベンケイソウ		海岸線に自生する植物で、波の影響により植生にばらつきがでている	指ヶ浜海岸～尾浦 海岸の汀渚近くに植生する	国有地		H30調査 発見されず	

その他

No.	種別	名称	員数	内容	所在地	所有者	備考	現在の状態
1		有形文化財 松島町内古文書	約葉	松島町の教育委員会より寄贈されたもの、襖の下張り	女川町女川浜 字大原	女川町 教育 委員会	観蘭亭の襖	東北歴史博物館で保管
2		日本外史	4冊		女川町女川浜 字大原	女川町 教育 委員会		東北歴史博物館で保管
3		論語本	5冊		女川町女川浜 字大原	女川町 教育 委員会		東北歴史博物館で保管
4		竈神面	1面	H23、10 江島 中村和雄さんから寄贈	女川町女川浜 字大原	女川町 教育 委員会		東北歴史博物館で保管

発行年月 令和2年7月

発行者 女川町教育委員会

所在地 〒986-2265
宮城県牡鹿郡女川町女川一丁目1番地1

電話 0225-54-3133

FAX 0225-54-4646

E-mail kyoiku@town.onagawa.lg.jp

URL <http://www.town.onagawa.miyagi.jp/>

『町章』



りんかく 輪郭は太平洋の波濤をあらわし内
はとう 側は銀鱗おどる魚の図を女川町の
"女" に図案化したものです。



町の木「杉」
Town tree: Japanese cedar



町の花「桜」
Town flower: cherry blossom



町魚「鰹」
Town fish: bonito



町の鳥「うみねこ」
Town bird: black-tailed gull

女川町民憲章

— わたくしたちは、
健康で働き、明るい、
豊かな町をつくります。

— わたくしたちは、
自然を大切にし、
きれいな町をつくります。

— わたくしたちは、
きまわりを守り、
住みよい町をつくります。

— わたくしたちは、
としよりを敬い、
若い力を育て、
希望の町をつくります。

— わたくしたちは、
互いに学びあい、
文化の町をつくります。